様式第３号（第５、第６の１、第６の２関係）（その１）

警　察　署　協　議　会　会　議　録

小郡警察署協議会

開催年月日時	令和５年２月７日　午後２時００分から 令和５年２月７日　午後４時００分まで	
開　催　場　所	小郡警察署、ネクスコ西日本九州支社	
出　席　者	警察署協議会	会長以下４名
	警　察　署	副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、交通課長、地域課長

議　事　概　要

【会長挨拶】
○　本日お集りいただいたことに感謝する。
　　この後、警察署協議会会長連絡会議の結果報告を行う。

【副署長挨拶】
○　本日は管内の治安情勢説明の後、ネクスコ西日本九州支社の視察を行う。
　　このような機会も少ないため、忌憚のない質疑をお願いする。

【警察署協議会会長連絡会議結果報告】
１　警察本部報告
（１）令和４年中の治安概況及び令和５年福岡県警察運営指針等について
（２）ニセ電話詐欺予防対策について

２　警察署協議会活動報告
（１）中央警察署　～　装備資機材の着装体験等
（２）筑紫野警察署　～　事故防止に向けた交差点改良の取組
（３）久留米警察署　～　自転車の交通安全に係る啓発活動の実施

【管内の治安情勢説明】
１　刑法犯等認知状況等（生活安全課長）
（１）令和４年１２月末現在の刑法犯認知状況の推移について
（２）重点罪種認知状況について
（３）前兆事案認知状況について
（４）ニセ電話詐欺発生状況の推移について

２　交通情勢（副署長）
（１）令和４年１２月末現在の交通事故発生状況について
（２）自転車利用者のヘルメット着用義務化について

議　事　概　要
【質疑応答】 ○　委員から、「自転車用ヘルメット着用義務化を啓発していくためには、分かりやすく見栄えの良いポスター等の作成が必要だと感じる。」旨の意見があった。 ○　委員から、「電動キックボードについてはヘルメットの着用は義務化されるのか。」との質疑があり、副署長から「道路交通法の一部改正により、令和５年７月（予定）以降は、最高速度時速２０キロメートル以下であるなど一定の要件を満たす電動キックボードについては、特定小型原動機付自転車と定義され、同車両についてはヘルメットの着用が努力義務となり、その他の原付や自動二輪車に区分される電動キックボードについては、ヘルメットの着用義務がある。」と回答があった。 ○　委員から、「小郡署地域課の計らいで、今後、刺又の防犯訓練を開催することになった。このような活動は防犯意識を高めるためにも、非常に有り難く感じる。」旨の意見があった。 【ネクスコ西日本九州支社太宰府道路管制センターへの視察】 【福岡県警察高速隊による発煙筒使用訓練の視察】 【閉会】 以上で、令和４年度第４回小郡警察署協議会を閉会する。